

第2号様式

附属機関等の会議開催予定通知書

会 議 の 名 称	第180回山口県都市計画審議会		
議 題	別添のとおり		
日 時	令和7年11月19日（水曜日）14：00から16：00まで		
場 所	山口県庁 共用第3会議室		
公 開 状 況	公 開 部分公開 非公開		
部分公開の場合 そ の 区 分	公 開 部 分		
	非公開部分		
非公開部分につ いて の 理 由	山口県情報公開条例第23条第 号該当 ()		
傍 聴 人 の 定 員	5 人		
会議開催前の報道 発表等の有無	あり（11月10日予定）・ なし		
傍 聴 の 受 付 ※傍聴に当たっ ては、傍聴要領を 遵守してください。	当日13：30から、会議場において先着順に受け付ける。		
担 当 課 名 等	都市計画課 電話番号（083）933－3720 内線 3721		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

傍 聴 要 領

1 傍聴する場合の手続き

傍聴の受付は、先着順で行い、定員に達し次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴するに当たり、守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。（オンライン会議の場合、傍聴者の音声・ビデオはオフとします。）
- (2) 会議場において、飲食及び喫煙をしないこと。
- (3) 会議場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (4) 会議の秩序を乱したり、議事を妨害したりしないこと。
- (5) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (6) その他、会議場では、会長の指示に従うこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴される方が2に掲げる事項に違反したときは、注意し、なお従われないときは、退場していただく場合があります。
- (2) 会議開催中、会場の秩序の維持ができなくなった場合又は緊急に公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

第 180 回山口県都市計画審議会審議事項

議案 番号	地域地区、都市 施設等の種類	大臣 同意	審 議 事 項	内 容
1	道路	要	下関都市計画道路の変更について	1・4・2 下関北九州道路 3・3・5 竹崎長崎線 3・4・11 長崎筋川線 3・5・28 長崎田の首線 3・5・38 長崎西山線
2	環境影響評価	評価書を 大臣に送付	下関都市計画道路 1・4・2 下関北九州道路に係る 環境影響評価書について	